#### 第55号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月5日提出

芦屋市長 髙 島 崚 輔

### 提案理由

所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正に伴い、同法 を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

# 芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)~(18) (略)
- (19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)~(18) (略)
- (19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租

改正後

税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第41条の3の11</u> 第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(20) (略)

(受給資格)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。
- (1) (略)
- (2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 区分 I 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の 給付が行われた月の属する年の前年 (医療保険各法の給付が 行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。 以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得 税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額 をいう。以下この号において同じ。)及び医療保険各法の給付 が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年 金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 (所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者に ついては、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算し た金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定に よる控除が行われている場合には、その控除前の金額)から 10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、 零とする。)によるものとする。)をいい、その額が零を下回 る場合には、零とする。以下この号において同じ。)の合計額

改正前

税特別措置法(昭和32年法律第26号)<u>第41条の3の3</u>第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(20) (略)

(受給資格)

- 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。
- (1) (略)
- (2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 区分 I 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の 給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が 行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。 以下この号において同じ。) 中の公的年金等の収入金額(所得 税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額 をいう。以下この号において同じ。)及び医療保険各法の給付 が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年 金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 (所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者に ついては、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算し た金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定によ る控除が行われている場合には、その控除前の金額)から1 0万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零 とする。)によるものとする。)をいい、その額が零を下回る 場合には、零とする。以下この号において同じ。)の合計額が

改正後	改正前
が80万円以下であること。	80万円以下であること。
イ (略)	イ (略)
$(3) \sim (5)$ (略)	$(3) \sim (5) \qquad (略)$
2 (略)	2 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### 参 照 1

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正に伴い、同法 を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

# 2 改正の内容

引用する条の繰下げに伴う規定の整理(第2条及び第3条関係)

### 3 施行期日

公布の日

租税特別措置法抜粋 ( 部分は、令和6年6月1日施行)

(所得金額調整控除)

# 第41条の3の11 (第1項省略)

2 その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額(当該給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円)及び当該公的年金等に係る雑所得の金額(当該公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円)の合計額から10万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額(前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額)から控除する。

(第3項から第7項まで省略)